

議第59号

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を次のように改正する。

別表第2 宿泊施設の項中「3,500」を「3,600」に, 「4,000」を「4,110」に, 「2,800」を「2,880」に, 「3,300」を「3,390」に改め, 同表テニスコートの項中「1,300」を「1,330」に改め, 同表備考中「4,000円」を「4,110円」に, 「3,300円」を「3,390円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市宇多野ユースホステル条例の規定は, この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の使用に係る使用料について適用し, 施行日前の使用に係る使用料については, なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず, 施行日以後の使用に係る使用料で平成25年10月 1 日前の申請に係るものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある
るので提案する。